

令和 5 年第 4 回臨時会

(7 月 11 日招集)

山都町議会会議録

令和5年7月第4回山都町議会臨時会会議録目次

○7月11日（第1号）

出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した事務局職員	2
開会・開議	2
日程第1 会議録署名議員の指名	2
日程第2 会期決定の件	2
日程第3 行政報告	2
日程第4 議案第47号 工事請負契約の締結について（山都町総合体育館外構工事）	9
日程第5 議案第48号 工事請負契約の締結について（町道千滝長野線道路改良工事 （第四期））	11
日程第6 議案第49号 物品売買契約の締結について（移動式バスケットゴール）	13
日程第7 議案第50号 物品売買契約の締結について（山都町セミセルフレジ及び キャッシュレス決済端末導入）	15
閉会	19

7 月 11 日（火曜日）

令和5年7月第4回山都町議会臨時会会議録

1. 令和5年7月11日午前10時0分招集
2. 令和5年7月11日午前10時0分開会
3. 令和5年7月11日午前11時03分閉会
4. 会議の区別 臨時会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程（第1日）（第1号）
 - 日程第1 会議録署名議員の指名
 - 日程第2 会期決定の件
 - 日程第3 行政報告
 - 日程第4 議案第47号 工事請負契約の締結について（山都町総合体育館外構工事）
 - 日程第5 議案第48号 工事請負契約の締結について（町道千滝長野線道路改良工事（第四期））
 - 日程第6 議案第49号 物品売買契約の締結について（移動式バスケットゴール）
 - 日程第7 議案第50号 物品売買契約の締結について（山都町セミセルフレジ及びキャッシュレス決済端末導入）

7. 本日の出席議員は次のとおりである（14名）

1番 東 浩 昭	2番 坂 本 幸 誠	3番 眞 原 誠
4番 西 田 由未子	5番 中 村 五 彦	6番 矢仁田 秀 典
7番 興 梶 誠	8番 藤 川 多 美	9番 飯 開 政 俊
10番 吉 川 美 加	11番 後 藤 壽 廣	12番 工 藤 文 範
13番 藤 原 秀 幸	14番 藤 澤 和 生	

8. 本日の欠席議員は次のとおりである。（0名）

な し

9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長	梅 田 穰	副 町 長	檜 林 力 也
総 務 課 長	坂 本 靖 也	清 和 支 所 長	長 崎 早 智
蘇 陽 支 所 長	村 上 敬 治	会 計 管 理 者	飯 星 和 浩
企画政策課長	北 貴 友	税 務 住 民 課 長	高 橋 尚 孝
健康ほけん課長	木 實 春 美	福 祉 課 長	高 野 隆 也
環境水道課長	有 働 頼 貴	農 林 振 興 課 長	松 本 文 孝
建 設 課 長	西 賢	山 の 都 創 造 課 長	木 野 千 春

商工観光課長	藤原章吉	学校教育課長	工藤博人
生涯学習課長	上田浩	そよう病院事務長	枝尾博文

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 嶋田浩幸 外1名

開会・開議 午前10時0分

○議長（藤澤和生君） おはようございます。ただいまから令和5年第4回山都町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（藤澤和生君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、9番、飯開政俊君、10番、吉川美加君を指名します。

日程第2 会期決定の件

○議長（藤澤和生君） 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は本日1日間とすることに決定しました。

日程第3 行政報告

○議長（藤澤和生君） 日程第3、行政報告の申出がっております。

これを許します。

町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） おはようございます。先般からの大雨に対して、皆さん方も大変対応に苦慮された、苦労されたなという思いであります。いろいろ情報提供等ありがとうございました。私たちも7時半過ぎに、澤田、県の土木、上益城の土木部長のほうから金内橋の崩落の一報がありました。まさかという思いで役場に駆けつけたところでございますが、現状はびっくりするような現状下でありました。しかしながら、近隣の方々の適切な誘導のおかげで人身の事故がなかったと。もうこれが一番のよかったなと、ほっとしたところでございます。

その後につきましては、県の土木部、熊本県河川国道事務所等々へ出向きながら、早期の仮橋

等の復旧をお願いをしてきたところでございます。その後、県も国交省も早い対応をしていただきながら、つくばの研究所から専門家が早速駆けつけていただきながら、今後の対応方針等も早く決定していくんじゃないかなという思いでおりますが、我が町にとりましては一番の大動脈であります。非常に町民の皆さん、多くの方々に迷惑をかけておりますので、仮橋の復旧等に早急に取り組んでいきたいという思いでおりますので、また皆さん方の御協力もお願いしたいという思いでおります。

そうした中で、町内、被災地を見てみますと、大変な惨状であります。今回は特に中小河川の氾濫が多いなという実感をしておるところであります。我々、早く協議をしながら、復旧工事が早急に着手できるよう、取組を加速をさせていきたいという思いでおります。詳しい現状等々につきましては、担当課長のほうから後で報告があろうかなという思いでおりますが、大変な事態には間違いありません。そのために皆さん方の協力を得ながら、復旧工事、復旧作業に取り組んでまいりますので、よろしくお願いを申し上げまして、私からの挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（藤澤和生君） 総務課長、坂本靖也君。

○総務課長（坂本靖也君） おはようございます。ただいま町長のほうからもありましたが、7月3日未明からの豪雨により、町内各所において甚大な被害が発生しております。今回の被害等につきまして、現時点での状況を各課長から報告をさせていただきます。

まず初めに、総務課より、今回の豪雨の概要と避難状況等につきまして報告をいたします。

7月3日、0時54分に大雨警報が発令され、直ちにライフビジョン等において住民等への周知を行い、職員へは関係課職員の待機態勢の1号配備態勢を取りました。

5時6分、ライフビジョンで職員に午前6時避難所開設に向け準備を指示いたしました。その後、避難所開設準備が整い、夜明けを待ち、6時に高齢者等避難を発令し、千寿苑、清和、蘇陽両支所に避難所を設置いたしました。

6時10分、土砂災害警戒情報が発令され、職員は関係課職員での待機態勢の2号配備態勢を取りました。

6時26分、洪水警報も発令されましたので、6時30分、避難指示を発令いたしました。

6時35分、気象庁より山都町を含む地域に線状降水帯が発生したとの報告があり、7時、職員に対し全職員対応の3号配備態勢を取り、災害対策本部の設置と各関係機関のLO連絡員の派遣要請を行いました。

9時、庁議を開催いたしまして、災害状況及び対応について情報共有を図りました。

その後、熊本県、消防署、警察署、自衛隊からのLO連絡員及び消防団長が到着され、13時15分に災害対策本部会議を開催して、災害状況及び今後の対応について、関係機関との情報共有を行いました。

その後、雨は小康状態となり、15時40分、洪水警報解除、16時、土砂災害警戒警報が解除され、16時30分、災害対策本部を災害警戒本部へ変更し、職員は1号配備態勢へ変更いたしました。

19時36分、大雨警報が解除されたことを受け、19時40分、住民に対して避難指示を解除いたし

ました。町指定避難所につきましては、避難者がいなくなり次第、随時閉鎖いたしました。町の避難所以外に自主防災組織等で自主的に開設された避難所が7か所あり、3日10時時点で全体で22世帯、49名が避難所に避難されておりました。

次に、雨量状況について、お知らせいたします、報告いたします。

町内観測地点の最大時間雨量は、下名連石で午前2時、69ミリ。清和仏原で5時に64ミリ。蘇陽玉目で7時に62ミリ。清水峠で7時に59ミリ。万坂で12時に58ミリでした。

累加雨量は、警報解除後の3日20時時点で、蘇陽玉目で403ミリ、稲生野で358ミリ、清水峠で350ミリ、清和仏原で320ミリ、下名連石で318ミリでした。

豪雨により一時孤立集落となった箇所がありましたが、その日のうちに全て解消され、その中には3名の透析患者がおられました。午後までに全員が蘇陽病院に搬送され、透析治療が行われております。

なお、今回の被害復旧に係る予算につきましては、随時補正予算対応とすることとしておりますが、早急に対応すべき予算につきましては、専決処分において対応させていただきたいと考えております。

以上が総務課からの報告でございます。

○議長（藤澤和生君） 企画政策課長、北貴友君。

○企画政策課長（北 貴友君） 企画政策課より御報告します。資料はありません。口頭での説明となります。

7月3日からの豪雨に対するコミュニティーバス、スクールバスについて説明いたします。

7月3日は、豪雨により運休。次ぐ4日についても路線の点検等により運休しております。運休に伴いまして、学校も2日間休校ということになりました。5日についても大雨が予想されておりましたが、予報や状況を見ながら、運休せずに通常運行を行いました。通常運行と言いつても、土砂崩れ等で道路が塞がっている路線につきましては、迂回や生徒のタクシー対応等も行っております。6日からほぼ全線で通常運行としております。

現在、迂回等を行っているのは、まず金内橋を通ります小柏原線、福良線、スクール専用の原線となっております。葛原線は五ツ谷バス停と市原バス停の間が道路の陥没により通行止めとなっておりますので、瀬峰を大きく迂回し運行しております。目丸線につきましても、屋敷バス停から出野バス停の間が路肩の崩壊により危険なため、屋敷バス停と小迫黒谷バス停を利用される方については、利用の際に電話していただき、美里町側から迎えに行くよう2台体制での対応を取っております。なお、清和地区、蘇陽地区については、通常どおり運行が行われております。

また、コミュニティーバスではありませんが、熊本バスが運行する金内橋を通る路線バスにつきましては、3日と4日は御船の振興局から美里町方面に迂回して浜町に来る、または帰るといった対応をされておりましたが、5日から県の許可を得て、445号線の金内橋の迂回路を通過して通常運転されております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 山の都創造課長、木野千春君。

○山の都創造課長（木野千春君） おはようございます。山の都創造課から、ふるさと納税ポータルサイトによる豪雨被害による支援金の受付について報告します。

山都町のふるさと納税のポータルサイトの7サイトのうち、二つのサイトを開設しました。お手元の資料1にございますふるさとチョイスポータルサイトを抜粋して掲載しております。

災害名を「令和5年7月豪雨」と表記して受付を行います。寄附の金額につきましては、昨日から受付を行っております金額で46万5,000円ですが、本日9時の現在で確認しましたところ、51万5,000円寄附が集まっております。受付期間につきましては、7月10日から12月31日までの受付をします。

続きまして、資料2でございます。

資料2が楽天ふるさと納税サイトになります。これも同じく「令和5年7月豪雨」と表記をして受付を行います。寄附の金額は、本日9時現在で6万4,000円、受付期間は7月10日から12月31日までの受付をします。

そのほか五つのサイト、ANAふるさと納税、ふるナビ、JALふるさと納税、GREモールふるさと納税、さとふるについては、サイトの準備ができ次第進めてまいります。なお、災害支援金の返礼品はなく、町からのお礼状となります。

以上、報告します。

○議長（藤澤和生君） 商工観光課長、藤原章吉君。

○商工観光課長（藤原章吉君） それでは、7月3日豪雨による被災状況について、商工観光課の所管する施設に係る分を報告させていただきます。

まず、資料1は被災状況の一覧です。資料2から資料4までは被災状況の写真を添付しております。

最初に、道の駅通潤橋ですが、第1駐車場及び物産館、石橋、通潤橋資料館は床下まで浸水しております。翌日には土砂排出、清掃まで完了しております。物産館については、道の駅のほうで消毒を済まされております。また、トイレのフロアが水没により故障したために、現在、使用不可となっております。今週中には復旧見込みでございます。対岸の通潤橋へ至る遊歩道については、流木や土砂の堆積が相当ありまして、小型ポンプ等を活用しまして撤去をしております。大量の土砂堆積部分については、機械借上げにより業者に撤去を依頼しているところです。通潤橋前の芝生広場についても、河川からの流入により土砂が大量に堆積をしております。あわせて、トイレも浸水し、フロアの故障により使用不可となっております。翌日から土砂の撤去を行っているところです。

次に、資料3の猿ヶ城キャンプ村です。猿ヶ城も緑川の増水により西側のテントサイト周辺に流木が散乱しております。進入道路の一部のコンクリートが剥がれ、車両の通行ができない状況です。

次に、清和文楽邑です。大矢川の増水によりまして郷土料理館の空調の室外機3台のうち1台が流失をしております。2台は浸水により使用できない状況です。あわせて、芝生広場の半分ほどが水につかり土砂が堆積しております。また、隣接する河川の護岸が崩れている状況です。菅

原織物工場跡地の一部に商工観光課所管の看板ですとかのぼり等を保管をしておりましたけれども、ここも浸水により被害を受けております。

最後に、資料4、五老ヶ滝周辺の遊歩道ですが、仙者ヶ淵付近で大量の流木が散乱をしております。現在、上益城地域振興局林務課等にも報告を上げ、対策を協議しているところでございます。五老ヶ滝つり橋付近から仙者ヶ淵の下りる遊歩道は安全な通行ができませんので、通行止めとしているところです。

以上、報告を終わります。

○議長（藤澤和生君） 農林振興課長、松本文孝君。

○農林振興課長（松本文孝君） それでは、農林振興課から、7月3日豪雨による現在までの被害の概要について御報告を申し上げます。

今回の豪雨につきましては、山都町の北部を中心に降雨が続き、その地域の河川の氾濫による水田等への流木や土砂の流入、農業用水路や農業用ハウス等への被害が発生しております。概要につきましては資料に記載しておりますので、次ページ以降の写真も併せまして後ほどお目通しをお願いいたします。

主に清和地区、御所、下名連石地区の被害が多い状況となっております。現在のところ、水田等への被害面積は全体で約60ヘクタールほどの被害を把握しておりますが、被害面積は増えていくものと見込んでおるところです。また、林道関係につきましては、6路線において法面崩壊や倒木が発生しております。治山関係につきましては、6か所の裏山の崩壊が発生しておるところです。

最初のページの一番下の欄になりますけれども、農業用施設等の災害の受付状況でございますが、先週の木曜日、7月6日より農災の申請の受付を開始しております。現在までのところ、矢部地区で87件、清和地区で41件、蘇陽地区で7件の、合わせまして135件の申請が上がってきている状況となっております。7月19日まで申請を受け付けることにしておりますが、これからも多数の申請があるものと予測しております。今後も関係機関と連携しながら、被害の把握に努めてまいります。

以上で農林振興課の報告を終わります。

○議長（藤澤和生君） 建設課長、西賢君。

○建設課長（西賢君） 建設課より7月3日の被害状況について報告します。

資料を御覧ください。7月10日12時現在の取りまとめた状況です。

まず、国道445、金内橋崩落につきましては、町長からありましたとおり、被災当日から国、県において仮橋の検討に入られております。国交省所有の仮橋、桁の提供を協議されており、また町においても土地所有者調べなど、国、県、町協力しながら、まずは一日も早い仮橋の復旧に向けて取り組んでおります。

県道につきましては、発災当時十数か所の規制がありましたが、現在5路線6か所において交通規制がかかっている状況です。

県管理河川については、上益城地域振興局に問い合わせましたところ、現在調査中との回答を

得ているところです。

町道につきましては、路肩決壊、町道より下に崩壊が40か所、法面崩壊、町道上部より路面への崩壊が86か所等、町道総括に記載していますように被害発生件数141件、うち応急対応済みが83件、現在通行止め箇所が58件でございます。対応可能箇所につきましては土木業者に依頼済みであり、天候が落ち着けば通行止め箇所は減少してくると思われま。

町管理河川につきましては、現在調査中ではございますが、県管理河川の被害が膨大であるため、町管理河川についても大規模な被害が想定されます。

町営住宅につきましては、須原の和の杜住宅におきまして、大矢川越水により床下浸水までは至りませんでした。浄化槽ブロー2基が浸水被害を受け、現在、建設課において対応しているところです。

九州中央自動車道、山都中島西から山都通潤橋インターチェンジの工事区間につきましては、小規模な法面崩壊の報告は受けておりますが、構造物崩壊等大規模な崩壊の被害報告は受けておりません。

農林振興課同様、7月19日まで災害申請を受け付けており、まだ全容が見えていない状況です。次のページからは被害の写真等を載せております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田 浩君） 生涯学習課です。社会体育施設等の災害状況について御報告いたします。

1点目が中央体育館です。中央体育館の地下の倉庫に浸水が1.2メートルほどしております。これについてはポンプでくみ上げ作業を行っているところです。

2点目、中央体育館周辺です。体育館の表と裏の駐車場に土砂及び流木が流入しております。これについても土木業者に依頼をしておるところです。

3番目、陣矢弓道場ですが、体育館の裏にあります陣矢弓道場です。浸水しております。畳80枚が使用不能となっております。もう既に撤去して床も清掃済みであります。

4番、民俗資料館でございますが、通潤橋駐車場の奥にあります平行3棟かやぶき屋根のほうです。これが床下浸水しております。展示農具等が浸水しております。これは今後対応してまいります。

それと、⑤清和小跡の小峰グラウンドから崩土が発生しまして、下を通る県道清和砥用線が一時通行不能となっております。県の土木のほうで復旧をして土のうを積んであります。グラウンドの法面、上方に側溝があります。オーバーフローしまして法面が崩壊しております。長さが30メートルほどで高さが10メートルほどです。今後、土木と協議しながら、災害の復旧、施工区分の範囲を決めて復旧してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 環境水道課長、有働頼貴君。

○環境水道課長（有働頼貴君） おはようございます。環境水道課の7月3日熊本豪雨に伴う

対応について説明させていただきます。

まず上水道ですが、蘇陽地区2か所が断水、矢部地区の濁り発生ということで、まず花上地区で山腹崩落により配水管が破損し、花寺、中神働、下神働、坂の上の4地区50戸が断水しております。対応としましては、該当する系統の止水栓をまず閉鎖し、蘇陽支所のほうに給水所を開設しております。その後、3日午後4時の時点で破損箇所が特定できましたので、それ以外、花寺地区のほうだったんですが、以外の配水を再開しております。翌4日午後3時には破損箇所の復旧も終わりましたので、花寺のほうの配水も再開しております。

続きまして、菅尾地区で、同じく山腹崩壊に伴い配水管破損し、塩原、柳井原の2地区42戸が断水しております。対応としましては、破損箇所前後での止水栓を閉鎖し、配水系統を変更しまして、3日の午後4時時点で柳井原と塩原の一部11戸については配水を再開しております。翌日4日午後5時に破損箇所の応急仮設復旧が終了しましたので、残りの6戸の配水を再開し、同時に蘇陽支所の給水所も閉鎖しております。

矢部地区につきましては、第1水源地より濁りが混入し、関係する山神山関係の浜町内の水道水に濁りが生じました。本庁に給水所を開設し、第1水源地・山神山配水池を順次排出し、洗浄を行い、4日午前1時頃には清掃が終了しております。その後、5日午前10時に濁りがおおむね解消しましたので、配水所を閉鎖しております。

続きまして、簡易水道のほうですが、3日、国道445号線の金内橋崩落に伴い、添架されておりました配水管も破損し、下村、橋目の30世帯が断水しております。対応につきましては、同日の午後0時30分までに暫定的な応急仮復旧が済んでおります。

続きまして、環境衛生係のほうです。次のページです。

現在、床下・床上浸水の箇所について、消毒液の配付、もしくは職員による消毒を実施しております。家屋関係の災害ごみについては、被災証明を取っていただき、水につかるだけとかいう感じの可燃物であれば小峰クリーンセンターで対応しております。また、その他の土砂まみれとかいう感じの畳、割れ物などの可燃物については、現在、集積場を設置準備中であります。

以上、報告を終わります。

○議長（藤澤和生君） 税務住民課長、高橋尚孝君。

○税務住民課長（高橋尚孝君） 税務住民課からは被害を受けた家屋等についての罹災証明書及び被災証明書の申請受付と交付事務について報告をします。資料はございません。

証明書申請受付期間を休日を除く7月10日から7月28日までとして、本庁税務住民課と各支所住民福祉係で受付をしています。罹災証明書は、全壊や半壊、一部損壊など被害の程度を証明するため現地調査を行います。この調査の時期を7月の第4週目、来週からを予定しており、証明書の交付は7月の第5週目、再来週からを見込んでいます。被災証明書は災害を受けた事実のみを証明するもので、写真での確認により申請日即日の交付を行うようにしています。昨日、7月10日時点での申請件数は17件で、そのうち住宅が8件となっています。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 商工観光課長、藤原章吉君。

○商工観光課長（藤原章吉君） それでは、旧国民宿舎通潤山荘公募スケジュールについて説明をいたします。資料を御覧いただきたいと思います。

3月25日、通潤山荘の事業停止を受けて、同月28日の議会全員協議会において事業再開に向けた方針について説明し、事業継続を前提として民間によるサービス継続をするため、その目的を達成することができる民間譲渡先に売却した上で管理運営をお願いするという考えについて御説明をしました。かかる方針について、議会の皆様にも御理解をいただいたところでございます。

その方針に基づき公募要領を作成し、スケジュールを組んだところでございます。あくまでも現時点の予定ですので、日程が前後する場合もございますので、申し添えておきます。

まず、①募集要項の配付について、7月下旬から8月下旬を予定しております。②質問書の受付、③施設関連図書の閲覧は8月上旬から下旬を予定しております。④現地見学会を8月9、10の2日間予定をしております。⑤参加希望表明書の提出を8月下旬までに提出いただきます。これは参加希望の意思の確認を行うもので、プロポーザル参加事業者数の最大値が確定します。⑥参加申込書の提出によって最終的な参加事業者数が決定します。①の募集要項の配付から⑥の参加申込書の提出まで、40日から45日間ほど確保をしております。お盆も挟まりますので、この期間で設定をしたところでございます。9月中旬に⑦選定委員会を開催をして、プレゼンテーションによる審査を行い、⑧結果の公表を9月下旬に行います。⑨仮契約の締結、⑩臨時議会の開催を10月上旬から中旬としておりますが、できるだけ早く開催をしたいと考えております。

3月28日の議会全員協議会で説明しましたとおり、これまでの宿泊、公衆浴場の事業を継続することを前提として民営化すること。売却先の選定に当たっては、単に最高価格で申し込んだ者を売買の相手方にするということより、価格と事業継続の達成要素を加味して客観的に選定するシステムを通じて総合的に選定することとしております。

以上、売却に向けた今後のスケジュールについて説明させていただきました。以上で説明を終わります。

○議長（藤澤和生君） これで行政報告が終わりました。

日程第4 議案第47号 工事請負契約の締結について（山都町総合体育館外構工事）

○議長（藤澤和生君） 日程第4、議案第47号「工事請負契約の締結について（山都町総合体育館外構工事）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田 浩君） 議案第47号について説明いたします。

議案第47号、工事請負契約の締結について。

次の工事について、請負契約を締結することとする。

令和5年7月11日提出。山都町長。

工事番号、R5教生工第2号。

工事名、山都町総合体育館外構工事。

工事場所、山都町千滝地内。

契約金額、1億4,597万円、税込みです。

契約の相手方、上益城郡山都町下市242-1、株式会社坂本建設、代表取締役、坂本猛。

入札の方法、指名競争入札。

提案理由です。

本件の工事請負契約を締結するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があります。これがこの議案を提出する理由です。

次の資料を御覧ください。

工事請負契約概要です。入札年月日から説明いたします。

入札年月日、令和5年6月28日。

財源内訳。全体で1億4,597万円。交付金7,055万円、社会資本整備総合交付金です。起債7,050万円、防災・減災国土強靱化緊急対策事業債を充てることを予定しております。一般財源は492万円です。

工事内容について。今回の工事は、建築中の新総合体育館周辺の外構工事です。工事内容は、主に駐車場整備で、一般車両129台、その他10台を整備予定です。そのための土工、排水工、舗装工等、御覧の数量となっております。

指名業者は、記載しております11者でございます。

資料1を御覧ください。

公共工事請負仮契約書の写しです。工期以下を説明します。

工期は、令和5年7月14日から令和6年3月1日まで。請負代金額、1億4,597万円。

上記の工事について、発注者、山都町と受注者、株式会社坂本建設は、おのおのの対等な立場において合意に基づいて、山都町公共工事請負契約約款の各条項及び上記内容によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

なお、この契約は、議会の議決を経たとき本契約として効力を生ずるものとし、議会の議決を経られないときは無効となり、発注者は一切の責任を負わないものとする。

令和5年7月4日。発注者、山都町長。受注者、株式会社坂本建設、代表取締役、坂本猛。

資料2を御覧ください。

入札結果になります。6月28日の開札で、予定価格、税抜1億3,408万3,000円、最低制限価格、税抜で1億1,943万8,252円、11者を指名し、5者が辞退、6者から応札があり、坂本建設が税抜で1億3,270万円で落札しております。

資料3を御覧ください。

位置図になります。現在進めております総合体育館周辺に当たります。

資料4を御覧ください。

青で表示しておりますのが雨水排水の平面図になります。側溝や暗渠を敷設いたします。

資料5を御覧ください。

赤線や緑線で表示しております総合体育館周辺の舗装工、区画線、植栽工、左側に敷地内取付道路の施工を含みます。

資料6を御覧ください。

平面図で赤線部の取付道路図です。延長が85メートル、ブロック積163平米、アスファルト舗装867平米などを施工いたします。

資料7を御覧ください。

総合体育館周辺の施工範囲を赤枠で表示しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。

○議長（藤澤和生君） 議案第47号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 質疑なしと認めます。

これから議案第47号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第47号「工事請負契約の締結について（山都町総合体育館外構工事）」は、原案のとおりに可決されました。

日程第5 議案第48号 工事請負契約の締結について（町道千滝長野線道路改良工事（第四期））

○議長（藤澤和生君） 日程第5、議案第48号「工事請負契約の締結について（町道千滝長野線道路改良工事（第四期））」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田 浩君） それでは、議案第48号について説明いたします。

議案第48号、工事請負契約の締結について。

次の工事について、請負契約を締結することとする。

令和5年7月11日提出。山都町長。

工事番号、R5教生工第4号。

工事名、町道千滝長野線道路改良工事（第四期）。

工事場所、山都町下市地内。

契約金額、9,762万5,000円、税込みです。

契約の相手方、上益城郡山都町南田220-1、矢部開発株式会社、代表取締役、上田信。

入札の方法、指名競争入札。

提案理由です。

本件の工事請負契約を締結するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があります。これがこの議案を提出する理由です。

次の資料を御覧ください。

工事請負契約概要です。入札年月日から説明いたします。

入札年月日、令和5年6月28日。

財源内訳。全体で9,762万5,000円。交付金5,175万円、社会資本整備総合交付金です。57.5%の交付率です。起債3,820万円、過疎対策事業債を充てることを予定しております。一般財源は767万5,000円です。

工事内容について。今回、道路改良の延長は305.3メートル、幅員7メートルです。工種として、土工、排水工、ブロック積工、舗装工、防護柵工、水道工があり、数量等は御覧のとおりです。

指名業者は、記載しております11者でございます。

資料1を御覧ください。

公共工事請負仮契約書の写しです。工期以下を説明いたします。

工期は、令和5年7月14日から令和6年3月1日まで。請負代金額、9,762万5,000円。

上記の工事について、発注者、山都町と受注者、矢部開発株式会社は、おのこの対等な立場における合意に基づいて、山都町公共工事請負契約約款の各条項及び上記内容によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

なお、この契約は、議会の議決を経たとき本契約として効力を生ずるものとし、議会の議決を経られないときは無効となり、発注者は一切の責任を負わないものとする。

令和5年7月4日、発注者、山都町長。受注者、矢部開発株式会社、代表取締役、上田信。

資料2を御覧ください。

入札結果になります。6月28日の開札で、予定価格、税抜8,966万5,000円、最低制限価格、税抜7,949万7,161円。11者を指名しまして、3者が辞退、8者から応札がありまして、矢部開発株式会社が税抜8,875万円で落札しております。

資料3を御覧ください。

位置図になります。今回の施工箇所は、町道千滝鮎の瀬線から中央グラウンドへの登り口に当たる3期目となった暫定工事の続きで、町道千滝長野線の起点部から施工いたします。

資料4を御覧ください。

計画平面図になります。今回、ピンクの範囲内を施工いたします。旧道が青く残ります。図面右側の畜協から下る道路は、今回、新設道路と直交に交わるよう線形を変えます。今回の工事で施工区間は道路完成形となります。

資料5を御覧ください。

道路標準横断図です。3期目の工事で切取法面のブロック積みと自由勾配側溝が施工済みですので、今回は掘削や盛土、舗装面の仕上げまでを行います。

資料6は上空写真です。町道千滝鮎の瀬線をE P終点側としまして、総合体育館側にナンバー20まで施工いたします。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（藤澤和生君） 議案第48号の説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） 今の説明では、畜協から下りたところは線形を変えてと言われましたけども、本線は変わらないんでしょう。ただ取付道路として進入路をこういうふうに変えますということですか。さっきおっしゃったのは線形を変えますとおっしゃったので、こう来て直角で下るのかなと思いましたが、もう一度説明をお願いいたします。

○議長（藤澤和生君） 生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田 浩君） 平面図のほうで、畜協から、今、既設の道路がありますけど、それを真つすぐ下に、直交に当てるというところがございます。本線に当てるというところですね。

（自席より発言する者あり）

本線への取付けですね。

（自席より発言する者あり）

本線へ取り付けます。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 質疑なしと認めます。

これから議案第48号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおりに決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第48号「工事請負契約の締結について（町道千滝長野線道路改良工事（第四期））」は、原案のとおりに可決されました。

日程第6 議案第49号 物品売買契約の締結について（移動式バスケットゴール）

○議長（藤澤和生君） 日程第6、議案第49号「物品売買契約の締結について（移動式バスケットゴール）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田 浩君） 議案第49号について説明いたします。

議案第49号、物品売買契約の締結について。

次の物品について、売買契約を締結することとする。

令和5年7月11日提出、山都町長。

品名、移動式バスケットゴール。

納入施設、山都町総合体育館パスレル。

契約金額、1,012万円、税込みです。

契約の相手方、熊本市北区室園町10番68号、株式会社イシヌキ、代表取締役、石抜博史。

入札の方法、指名競争入札。

提案理由です。

本件の物品売買契約を締結するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を経る必要があります。これがこの議案を提出する理由です。

次の資料を御覧ください。

物品売買契約の概要です。

本件の事業は、スポーツ振興くじ助成金（大型スポーツ）で購入をいたします。

品名は、移動式バスケットゴール一式（一対）です。

納入施設は、山都町総合体育館パスレル。

入札年月日は、令和5年6月28日。

財源内訳は、全体で1,012万円、うちスポーツ振興くじ助成金480万円、一般財源は532万円です。

指名業者は8者で、一覧のとおりです。

資料1を御覧ください。

物品売買契約仮契約書です。1から7は契約事項のとおりで、納入期限は令和6年2月28日までです。

上記の物品売買について、発注者と受注者は、おのおのの対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって公正な物品売買契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者記名押印の上、各自1通を保有する。

なお、この契約は、議会の議決を経たとき本契約として効力を生ずるものとし、議会の議決を経られないときは無効となり、発注者は一切の責任を負わないものとする。

令和5年7月4日、発注者、山都町長。受注者、株式会社イシヌキ、代表取締役、石抜博史。

資料2を御覧ください。

開札調書です。8者指名し、辞退が3者、失格2者で3者応札し、予定価格、税抜936万3,636円に対して、税抜920万円で株式会社イシヌキが落札いたしました。

資料3を御覧ください。

納入先の山都町総合体育館の位置図です。

資料4を御覧ください。

納入予定物品のカタログです。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（藤澤和生君） 議案第49号の説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

10番、吉川美加君。

○10番（吉川美加君） すみません、私はバスケットをしませんのでよく分かりませんでした。ショットクロックなるものをつけたりとか、非常に高額なのでびっくりしたんですけども、これがワンセットでこういうお値段ということで、つまりこういうことを装備しないと、いわゆるそういった高レベルな試合が誘致できないとか、そういう購入の理由といますかね、目的は何だったのかなというふうに思いましたので、もうちょっと詳しく御説明いただけますでしょうか。

○議長（藤澤和生君） 生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田 浩君） お答えします。国内の大会、公式大会でも使用できるようなバスケットゴールの仕様でございます。これであらゆる大会がこの体育館で行うことができるということでございます。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 質疑なしと認めます。

これから議案第49号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおりに決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第49号「物品売買契約の締結について（移動式バスケットゴール）」は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第50号 物品売買契約の締結について（山都町セミセルフレジ及びキャッシュレス決済端末導入）

○議長（藤澤和生君） 日程第7、議案第50号「物品売買契約の締結について（山都町セミセルフレジ及びキャッシュレス決済端末導入）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

企画政策課長、北貴友君。

○企画政策課長（北 貴友君） 議案第50号について説明いたします。

議案第50号、物品売買契約の締結について。

次の物品について、売買契約を締結することとする。

令和5年7月11日提出、山都町長です。

番号、山企備第4号。

件名、山都町セミセルフレジ及びキャッシュレス決済端末導入。

納入場所、山都町役場本庁及び各支所。

契約金額、656万7,000円、税込みです。

契約の相手方、熊本県熊本市中央区上通町10番1号肥後上通ビル4階、肥銀カード株式会社、代表取締役社長、神谷英文。

入札の方法、随意契約。

提案理由です。

本件の物品売買契約を締結するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を経る必要があります。これがこの議案を提出する理由です。

次のページ、資料1をお願いします。

物品売買契約の概要です。

本件は、来庁者が役場窓口で公共料金や手数料等を支払う際に使用するセルフレジ及びキャッシュレス決済用機器を購入するものであり、当該機器を導入することで多様な決済手段による住民の利便性の向上と現金管理における職員の事務負担軽減を図り、より質の高い住民サービスの提供を図るものです。

6番、開札年月日は、令和5年7月3日。

7番、予定価格は740万円。

8番、契約金額、656万7,000円。

9番、業者選定理由は、公募型プロポーザル審査による業者選定です。

11番、財源内訳は2分の1が国庫補助となります。

次のページ、資料2を御覧ください。

開札調書の写しとなります。

今回は、6月28日に公募型プロポーザルを行い、相手方である肥銀カード株式会社1者のみの参加であったため、今回の随意契約による備品購入となります。

次のページ、資料3を御覧ください。

物品売買（仮）契約書です。

山都町と肥銀カード株式会社とは、物品の売買に関して、以下のとおり契約する。

なお、契約は、議会の議決を経たとき本契約として効力を生ずるものとし、議会の議決を経られないときは無効となり、発注者は一切の責任を負わないものとする。

第1条、1から4までは省略します。5、納入期限、令和5年12月28日。納入場所、山都町役場本庁及び各支所。

第2条、契約保証金については免除です。

次のページを御覧ください。

最後の行です。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、各自記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和5年7月4日。

甲、山都町長。

乙、熊本県熊本市中央区上通町10番1号肥後上通ビル4階、肥銀カード株式会社、代表取締役社長、神谷英文。

次のページ、資料4を御覧ください。

今回導入する機器の一覧表になります。本庁と各支所に設置することとなりますので、数量については全て3となっております。イメージとしては、コンビニのレジや大手スーパーのセルフレジにある機器の一式だと思っただけだと思います。

詳しくは次のページを御覧ください。

現在の状況としましては、税金や使用料及び手数料を現金で受け取り、レジで管理しており、支払いは現金のみで取扱いを行っております。今後、多様なライフスタイルに対応できるよう、クレジットカードやキャッシュレス決済などで支払いを可能とする必要があります。

今回導入する機器については、主な導入機器を御覧ください。中段右側がお客さん側から見た利用イメージになります。この写真ではスマホをかざしてキャッシュレス決済でのお支払いの様子となっております。下段左側の2枚の写真は、現金の投入機器とキャッシュレス決済端末となっております。右側は、職員が税金だったり手数料だったり、何の支払いなのか等をタッチパネルで操作するディスプレイとお客さん側が現金やクレジットカードなどの支払方法を選択するディスプレイになります。支払方法としましては、現金はもちろんのこと、クレジットカードやキャッシュレス決済にも対応しております。

今回の機器導入による人件費削減の効果を数値としてお示しできるものはありませんが、職員側から考えますと、現金のやり取りを行わないため、釣銭の間違いなどを防ぎ、毎日の業務終了後の集計作業についても瞬時に計算ができることとなり、負担が軽減されるものと考えております。また、12月からの運用開始を予定しておりますが、導入当初に関しましては、操作が不慣れな方のために職員が操作に関して説明を行うなど、丁寧な対応をしていく予定としております。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（藤澤和生君） 議案第50号の説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） 写真のほうの説明でいきますと、職員が毎日現金管理を行う必要があると、これまではですね。これまでは肥後銀行が週何回ですか、回収に行かれてました。以前はサービスじゃないですけども、そういう感じであったんですが、今はその週に何回か行かれるのも委託料を払っておられますが、そこはもう回数を減らすとかいうふうになるのでしょうか。

○議長（藤澤和生君） 企画政策課長、北貴友君。

○企画政策課長（北 貴友君） お答えします。今のこの機械に関しましては、職員が現金を

取り扱うというところに対して現金の間違いが無いというところを目指しておりますので、指定金における、肥後銀行さんおけます集金の回数であったりとかいうところに関しましては、現在この分に関しては考えておりません。その分に関しては、この分で事務負担が軽減された部分について、どうしたほうが一番いいのかというところを肥後銀行さんとお話をし合って決めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） 最初は職員がついてて、不慣れな方には指導されるということなんです、よくお店なんか行くと、やっぱりお年寄りの方がお札のところに金を落したりとかして、しょっちゅう詰まったりして、職員の方が、店員さんが大ごとされるのがたまに見受けます。そういったときの修理とかそういったと、アフターフォローといいますかね、お金が多分修理したらかかったりしますけれども、そういったことがどうなるかと、今後の、例えば1年に1回委託料を払って管理を委託されるのかという、今回は機器導入だけなんです、その後の管理のこともお尋ねをしたいと思います。

○議長（藤澤和生君） 企画政策課長、北貴友君。

○企画政策課長（北 貴友君） まず、使い慣れない人が多いというところの部分について説明します。

導入当初は、先ほど申しましたとおり、職員がサポートするということが必要と思われませんが、状況を見ながら住民の皆さんにも慣れていただきたいと考えております。また、職員が聞き取りを行って、職員側のほうから職員側のディスプレイを触って支払い方法の操作を行い、操作が慣れない方は現金が多いと思いますので、現金であれば現金支払いというところを押すと、お客さん用のディスプレイに現金なのかクレジットカードなのかとかいうところを選択する必要もなくなってきます。

それと、今回の導入する機器なんですけども、お金の間違いがないように、例えば紙幣のところは一円玉も入らないような、そんな形でつくってある機械なので、そこに関しては多分大丈夫だと思います。

次、ランニングコストの件だと思いますけども、機器保守料に関しましては、一応年間60万円の支払いが発生いたします。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

5番、中村五彦君。

○5番（中村五彦君） 納付書の読み取りは簡単にでくつとですか。

○議長（藤澤和生君） 企画政策課長、北貴友君。

○企画政策課長（北 貴友君） 最後のページ、資料の5の主な導入機器のところに構成図がありますけども、その左下にバーコードリーダーがあります。納付書でしたら、通常でしたら固

定資産税の支払いというのを操作をしてバーコードというところになるかと思うんですけども、今回の機械は納付書に印字されておりますバーコードでしたりQRコード、それをバーコードリーダーにかざすと、自動的にそれが何の納付書であって幾らだというのが読み取れるような装置になっております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） これで質疑を終わります。

これから議案第50号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおりに決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第50号「物品売買契約の締結について（山都町セミセルフレジ及びキャッシュレス決済端末導入）」は、原案のとおりに可決されました。

以上で、本臨時会の会議に付された事件は全て終了しました。

本日の会議を閉じます。

令和5年第4回山都町議会臨時会を閉会します。

閉会 午前11時03分

令和5年7月臨時会に議した事件のてんまつは、次のとおりである。

議案第47号	工事請負契約の締結について（山都町総合体育館外構工事）	7月11日	原案可決
議案第48号	工事請負契約の締結について（町道千滝長野線道路改良工事（第四期））	7月11日	原案可決
議案第49号	物品売買契約の締結について（移動式バスケットゴール）	7月11日	原案可決
議案第50号	物品売買契約の締結について（山都町セミセルフレジ及びキャッシュレス決済端末導入）	7月11日	原案可決

会議規則第 120 条の規定によりここに署名する。

山都町議長

山都町議員

山都町議員
